

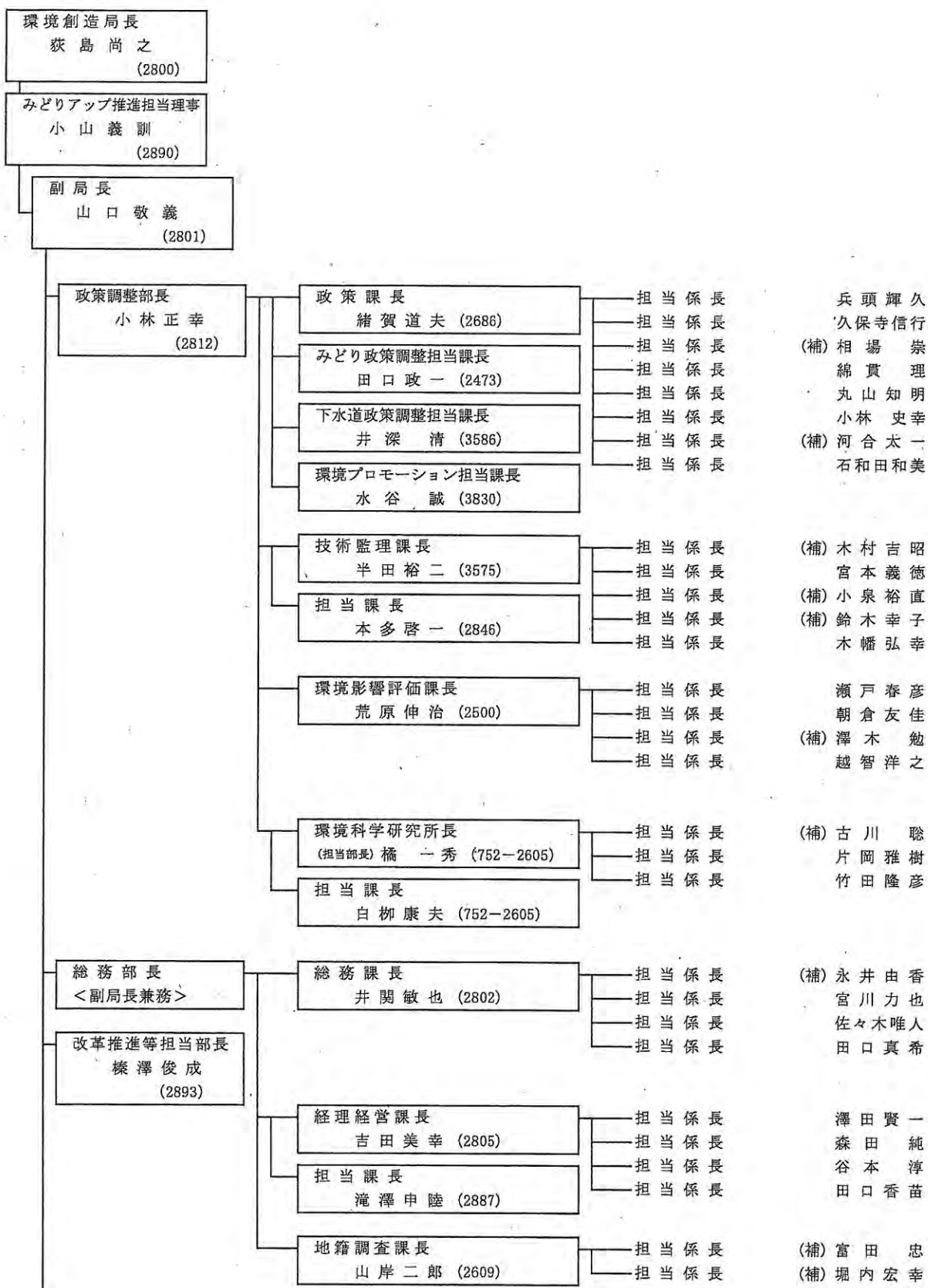
機構図及び事務分掌

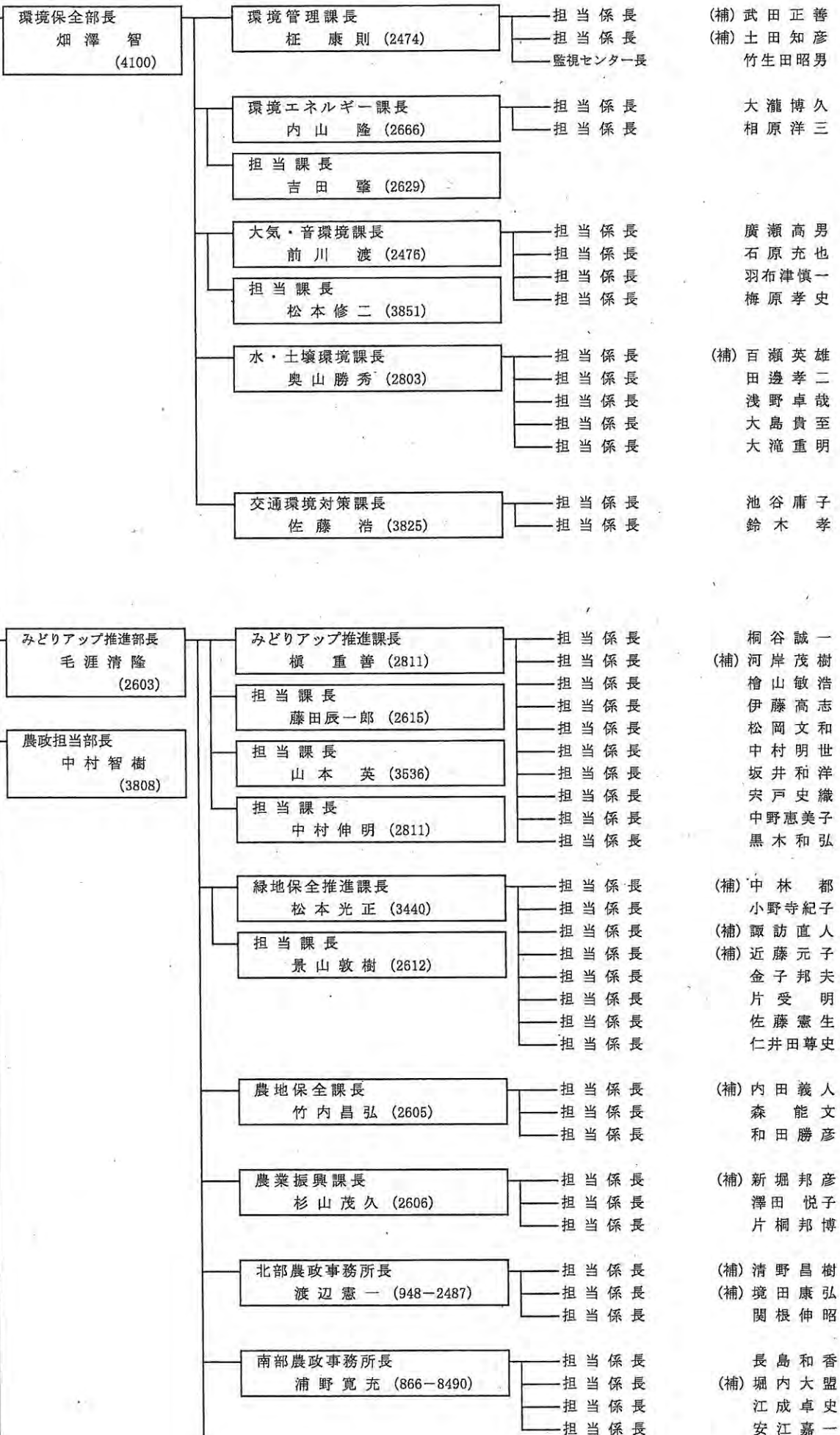
平成24年度

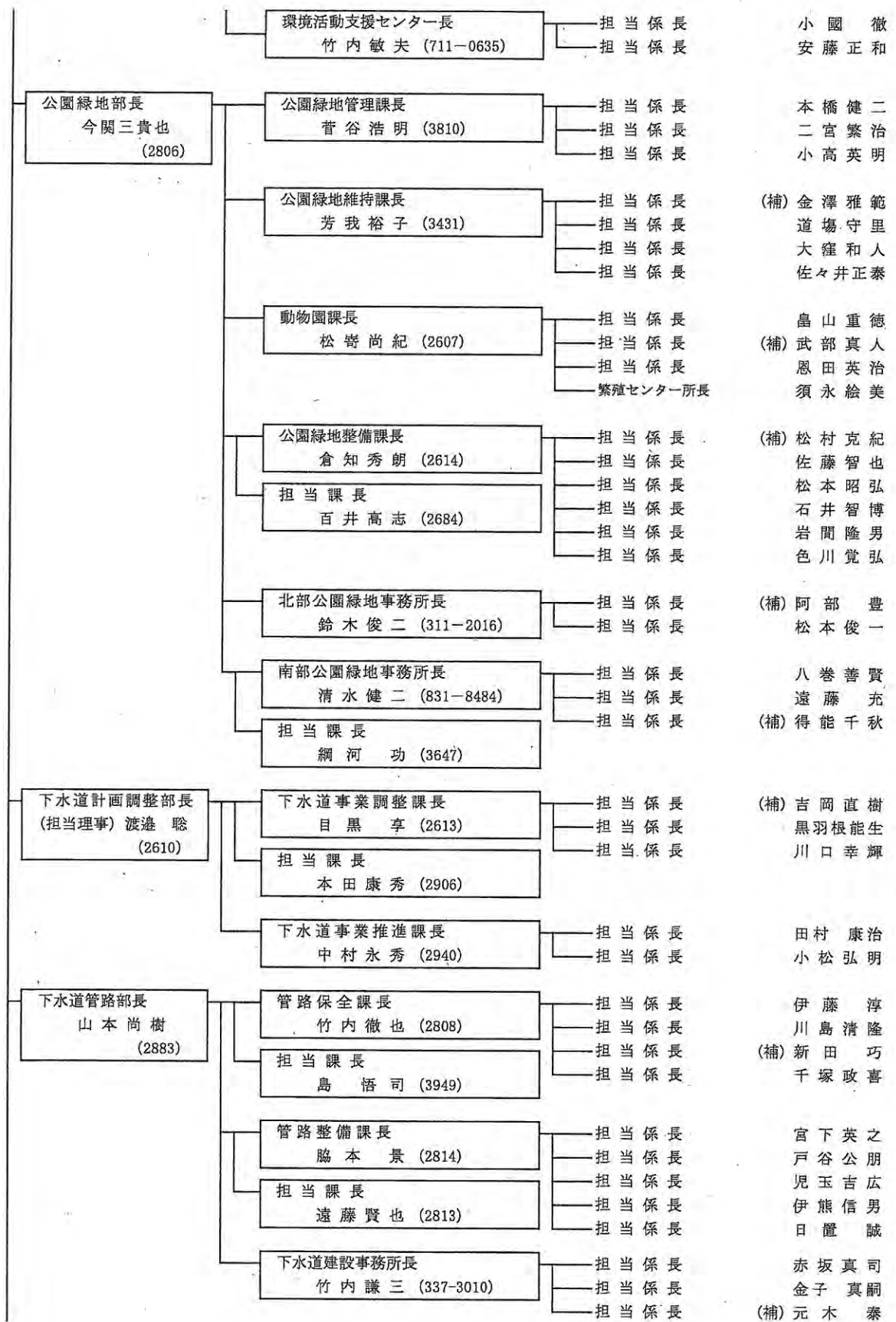
環境創造局

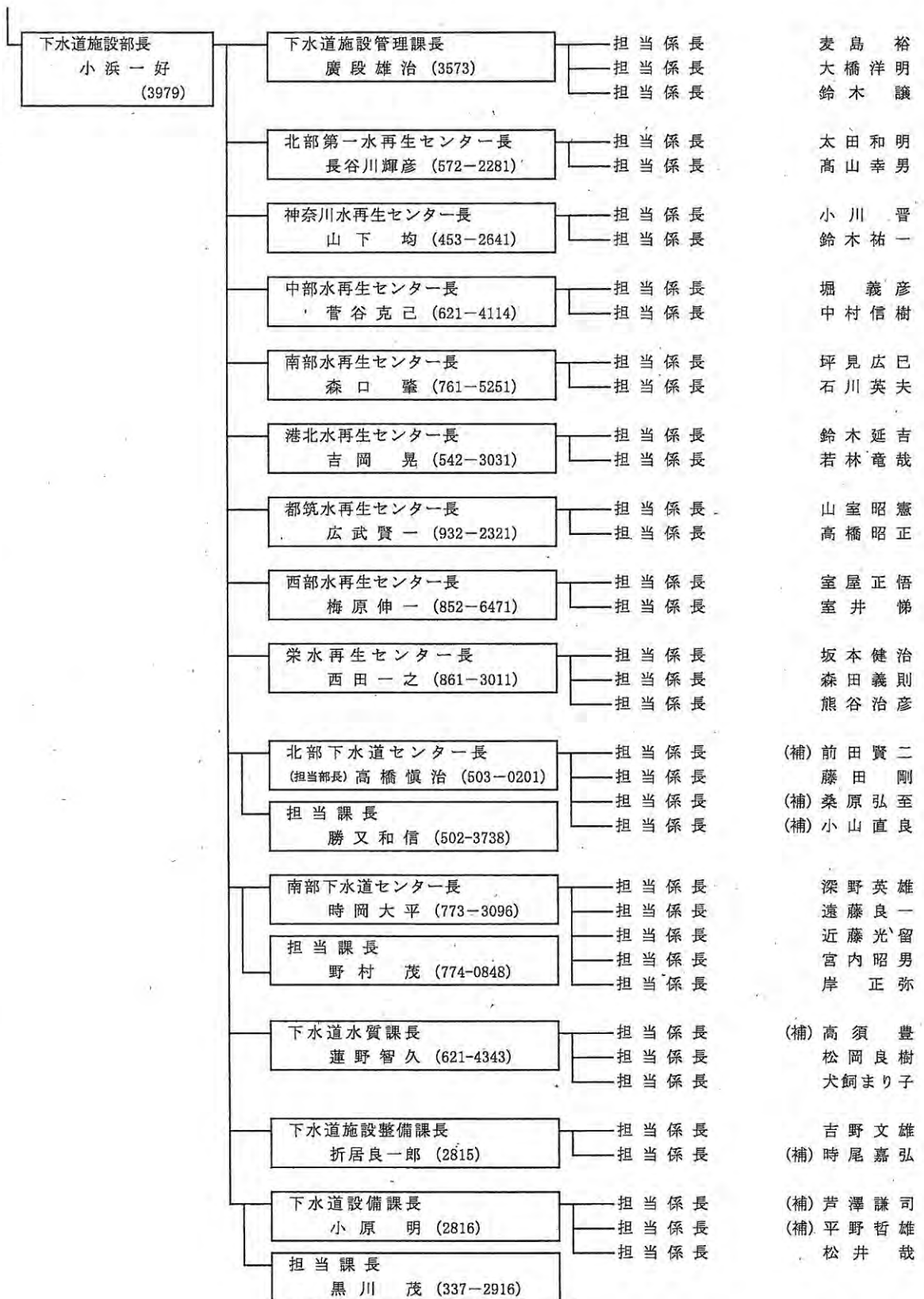
環境創造局機構図

(補) は課長補佐









日本下水道事業団派遣

担当課長	福田勝宏	担当係長	中村大和
		担当係長	青木崇憲
		担当係長	中矢啓司
		担当係長	佐久間徹也
		担当係長	坂本孝志
		担当係長	森弘吉祥

日本下水道協会派遣

担当部長	片桐晃	担当係長	磯田伸吾
------	-----	------	------

下水道新技術推進機構派遣

担当課長	城間菊次
------	------

横浜市緑の協会派遣

担当部長	上原啓史	担当課長	三瓶一道	担当係長	田畑有紀子
		担当課長	鈴木浩	担当係長	五十嵐隆
		担当課長	市川典良		
		担当課長	原久美子		

独立行政法人都市再生機構派遣

担当課長	中島高志	担当係長	岩間貴之
------	------	------	------

横浜市体育協会派遣

担当部長	大嶋邦佳	担当課長	田中勇
------	------	------	-----

株式会社建設資源広域利用センター退職派遣

担当係長	長嶋大海
------	------

国際協力機構派遣

担当係長	内藤初夏
------	------

事務分掌

環境創造局

政策調整部

政策課

- 1 環境に関する重要施策の企画に関すること。
- 2 局主管事業に関する基本的な計画の立案及び調査研究並びに総合調整に関すること。
- 3 生物多様性に関する企画及び総合調整に関すること。
- 4 環境プロモーションに関すること。
- 5 環境活動の推進及び普及啓発に関すること。
- 6 環境に関する協働の企画及び総合調整に関すること。
- 7 環境教育の推進に関すること。
- 8 区役所との連携による環境に関する事業(資源循環局の主管に属するものを除く。)の推進及び総合調整に関すること。
- 9 広域環境問題に関すること。
- 10 横浜市環境創造審議会、横浜みどりアップ計画市民推進会議及び横浜環境活動賞審査委員会に関すること。
- 11 環境マネジメントシステムの推進に関すること。
- 12 ヒートアイランド対策の推進に関すること。
- 13 環境保全基金に関すること。
- 14 部内他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- 1 公園緑地(都市公園法(昭和31年法律第79号)に規定する公園及び緑地をいう。以下同じ。)、下水道等の工事(以下この部において「局所管工事」という。)の設計資料の収集及び標準化に関すること。
- 2 局所管工事(公園緑地等に係る維持委託業務を含む。次号から第5号までにおいて同じ。)に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関すること。
- 3 局所管工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 4 局所管工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 5 局所管工事の工事補償に係る総合調整に関すること。
- 6 土木事務所が行う公園緑地工事(公園緑地等に係る維持委託業務を含む。)の技術的事項に関すること。
- 7 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 8 建設発生土の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 9 建設発生土に関する調査研究に関すること。
- 10 工事等から発生する建設発生土及び舗装廃材等の再利用及び処分並びに処分地の設定等に係る対策に関すること。
- 11 横浜市建設発生土対策協議会に関すること。

環境影響評価課

- 1 環境影響評価書等の受理、公告、縦覧等に関すること。
- 2 環境影響評価の審査等に関すること。
- 3 横浜市環境影響評価審査会に関すること。

- 4 環境影響評価に関する相談及び指導に関すること。
- 5 環境影響評価等に関する調査研究、情報の収集等に関すること。

環境科学研究所

- 1 環境保全等のための対策に関する調査研究に関すること。
- 2 環境保全等に係る測定方法等の調査研究及び測定分析の実施に関すること。
- 3 環境保全に係る技術開発に関すること。

総務部

総務課

- 1 局内の人事及び文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局の危機管理に関すること。
- 5 他の部及び課の主管に属しないこと。

経理経営課

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 下水道使用料に関すること。
- 3 下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。
- 4 下水道事業の収入及び支出の認証に関すること。
- 5 下水道事業の金銭、有価証券及び物品の出納並びにこれらの保管に関すること。
- 6 下水道事業の決算に係る証書類の保管に関すること。
- 7 局主管の財産管理の総合調整に関すること(公園緑地部公園緑地管理課の分掌事務第 11 号に係るものを除く。)
- 8 その他局内の経理及び出納に関すること。
- 9 財団法人横浜市緑の協会に関すること。

地籍調査課

- 1 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)に基づく地籍調査事業に関すること。

環境保全部

環境管理課

- 1 公害問題等の処理に関する計画及び調整に関すること。
- 2 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)に基づく許可等に関すること。
- 3 横浜市生活環境の保全等に関する条例等の普及啓発に関すること。
- 4 公害防止のための相談、指導並びに資金の融資及び助成に関すること。
- 5 化学物質等に関する指導及び調整に関すること。
- 6 横浜市生活環境の保全等に関する条例第 144 条から第 145 条までに基づく地球温暖化対策計画等の公表、評価、指導等に関すること。
- 7 温室効果ガスの排出状況の調査に関すること。
- 8 横浜市地球温暖化対策事業者協議会に関すること。

- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

環境エネルギー課

- 1 地方公共団体実行計画に関すること(温暖化対策統括本部の主管に属するものを除く。)
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に係る事務の総合調整に関すること。
- 3 横浜市生活環境の保全等に関する条例第144条に基づく市の地球温暖化対策計画等の作成等に関すること。
- 4 再生可能エネルギーの普及に関すること。
- 5 省エネルギーの推進に関すること。
- 6 市の事務事業におけるグリーン購入の推進に関すること。
- 7 横浜型グリーン電力入札制度に関すること。
- 8 風力発電事業に関すること。

大気・音環境課

- 1 大気汚染、騒音、振動及び悪臭(以下この部において「大気汚染等」という。)の防止のための規制及び指導に関すること。
- 2 大気汚染等に係る調査に関すること。
- 3 公害等に関する苦情の相談及び処理に関すること(水・土壤環境課の分掌事務第3号に係るものを除く。)
- 4 その他大気汚染等に関すること。

水・土壤環境課

- 1 水質汚濁、土壤汚染、地盤沈下及び地下水汚染(以下この部において「水質汚濁等」という。)の防止のための規制及び指導に関すること。
- 2 水質汚濁等に係る調査に関すること。
- 3 水質汚濁等に関する苦情の相談及び処理に関すること。
- 4 その他水質汚濁等に関すること。
- 5 公共下水道を使用する工場及び事業場からの排水(以下この部において「工場排水」という。)に係る規制及び指導に関すること。
- 6 工場排水の水質分析、測定及び調査研究に関すること。
- 7 除害施設等管理責任者に関すること。

交通環境対策課

- 1 交通環境対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- 2 交通環境対策に係る調査並びに指導及び助言に関すること。
- 3 交通環境対策に係る広報及び啓発に関すること。
- 4 その他交通環境対策に関すること。

みどりアップ推進部

みどりアップ推進課

- 1 緑化の推進及び普及啓発に関すること。
- 2 山林樹林地(首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)に係るもの並びに市民の森、ふれあいの樹林及び市有緑地をいう。以下同じ。)の保全管理並びに利用及び活用に係る総合調整に関すること。
- 3 山林樹林地に関する公園緑地事務所との連絡調整に関すること。
- 4 山林樹林地の愛護会に関すること。
- 5 自然保護奨励金の申請受付に関すること。
- 6 横浜自然観察の森に関すること。
- 7 名木古木に関すること(公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 8 森づくりボランティア団体に関すること(公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 9 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条に基づき指定された山林樹林地の保全管理並びに利用及び活用の実施に関すること(公園緑地部公園緑地整備課の分掌事務第1号に係るもの及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 10 よこはま緑の街づくり基金に関する事業の調整に関すること。
- 11 横浜市協働の森基金の管理に関すること。
- 12 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る事業の基本方針及び実施の計画に関すること。
- 13 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る執行調整及び国庫補助申請に関すること。
- 14 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る統計、調査及び研究に関すること。
- 15 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る国等との調整に関すること。
- 16 横浜市みどり保全創造事業費会計及び横浜市みどり基金に関すること。
- 17 都市緑地法第5章に基づく緑地協定の縦覧、認可等に関すること。
- 18 都市緑地法第7章に基づく緑化施設整備計画の認定等に関すること。
- 19 横浜みどり税条例(平成20年12月横浜市条例第51号)第5条に係る緑化部分の保全契約に関すること。
- 20 緑の環境をつくり育てる条例第4条から第6条までに規定する公共施設等の緑化に関すること。
- 21 緑の環境をつくり育てる条例第10条に基づく市民等への支援に関すること。
- 22 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為による公園等の設置、樹木の保存及び表土の保全並びに土地区画整理事業等による公園等の設置についての協議並びにこれらに係る審査、指導及び検査に関すること。
- 23 開発事業調整条例第18条第2項第4号及び第9号に基づく緑化等に係る開発事業計画の同意に係る審査、指導等に関すること。
- 24 緑の環境をつくり育てる条例第8条に規定する協定及び同条例第9条に規定する緑化等の推進に関する計画に関すること。
- 25 首都圏近郊緑地保全法第7条に基づく保全区域における行為の届出に関すること及び都市緑地法第14条に基づく行為の届出、許可等に関すること。
- 26 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等に関すること。
- 27 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。)第4章に基づく建築物の緑化率の制限に係る証明、許可及び指導等に関すること。

- 28 緑化地域における建築物の緑化率の制限に係る証明、許可及び指導等に関すること。
- 29 第25号から前号に掲げる事務及び地区計画条例第3章に基づく緑地の保全のための制限に係る行為の許可等に関する違反是正指導及び措置に関すること。
- 30 部内他の課の主管に属しないこと。

緑地保全推進課

- 1 公園緑地の区域及び整備並びに山林樹林地の指定の方針決定に関すること。
- 2 公園緑地及び山林樹林地に係る用地の取得又は借受け等の事前調整に関すること。
- 3 公園緑地及び山林樹林地に係る都市計画決定のための原案作成に関すること。
- 4 緑の環境をつくり育てる条例第7条に基づく保存すべき山林樹林地の指定に関すること。
- 5 局主管事務事業に係る用地(以下この部において「事業用地」という。)の取得及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- 6 事業用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- 7 事業用地に係る地上権等の設定及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- 8 事業用地、物件等の調査に関すること。
- 9 取得事業用地等の登記手続に関すること。
- 10 事業用地の取得等に伴う租税特別措置法(昭和32年法律第26号)等に基づく手続に関すること。
- 11 事業用地の取得等に係る諸証明に関すること。
- 12 事業用地の取得、借受け及び地上権等の設定並びにこれらに係る補償に伴う経理事務に関すること。
- 13 横浜市協働の森基金に係る用地の取得等に関すること。

農地保全課

- 1 農政施策の計画及び事業実施に係る総合調整に関すること。
- 2 農業協同組合その他の団体に関すること。
- 3 農業統計の調査及び報告並びに農業災害の調査、対策等に関すること。
- 4 農業委員会及び農業委員会連合会に関すること。
- 5 農業振興地域整備計画に関すること。
- 6 農地の利用及び保全に係る総合調整等に関すること。
- 7 市民利用型農園の計画及び総合調整に関すること。
- 8 農のある地域づくりの推進に係る総合調整に関すること。
- 9 土地改良事業等の総合的な運営、技術的指導及び助成等に係る総合調整に関すること。
- 10 農業用施設等の整備に係る総合調整に関すること。
- 11 農地及び農業用公共施設等の災害防止及び災害復旧に係る総合調整に関すること。
- 12 農道用地に係る権利関係の整理等に関すること。
- 13 水産に関すること。
- 14 水産業協同組合その他の団体に関すること。

農業振興課

- 1 農産物の生産振興の総合調整に関すること。
- 2 農業従事者の育成に係る計画及び支援の総合調整に関すること。
- 3 地産地消に関すること。

- 4 環境保全型農業の推進の総合調整に関すること。
- 5 米穀の生産調整に係る総合調整に関すること。
- 6 農業金融に関すること。
- 7 園芸の技術及び経営の調査及び指導に関すること。
- 8 農産物の病害虫対策及び農薬安全使用に関すること。
- 9 園芸団体に関すること。
- 10 畜産の技術及び経営の調査及び指導に関すること。
- 11 家畜防疫に関すること。

農政事務所（北部及び南部）

- 1 担任区域内の農業施策等の調整に関すること（これらの事務を主管する課の分掌するものを除く。第13号までにおいて同じ。）。
- 2 農業協同組合その他の団体との連絡調整に関すること。
- 3 農業に係る諸調査に関すること。
- 4 市民利用型農園の推進に関すること。
- 5 農業振興地域整備計画に係る指導調整に関すること。
- 6 農地保全の推進に関すること。
- 7 農地に関する利用権設定等の推進に関すること。
- 8 農業のある地域づくりの推進に関すること。
- 9 農業従事者の育成事業の推進に関すること。
- 10 農産物の生産振興の推進に関すること。
- 11 米穀の生産調整に関すること。
- 12 土地改良事業等の運営、技術指導及び助成等に関すること。
- 13 農業委員会との連絡に関すること。

環境活動支援センター

- 1 樹林地、公園、農地における環境活動支援に関すること。
- 2 横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地（以下「植物園等」という。）内の施設の維持管理並びに植物の栽培及び展示に関すること。
- 3 植物に関する相談及び指導に関すること。
- 4 植物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
- 5 植物に関する知識の普及活動及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 6 植物園等の使用及び占用に関すること。
- 7 植物園等の使用料の徴収等に関すること。
- 8 植物園等における禁止行為及び制限行為の取締り並びに入園の制限等に関すること。
- 9 横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第19条から第19条の6までの規定による監督処分に関すること。
- 10 植物園等の維持に係る委託並びに工事（修繕等を含む。）の設計及び施行並びにその他工事の設計（大規模なものを除く。）及び施行に関すること。
- 11 その他植物園等の管理及び運営に必要なこと。

公園緑地部

公園緑地管理課

- 1 公園緑地の運営に関する事(公園緑地維持課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 2 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関する事。
- 3 公園緑地の管理等の調整に関する事。
- 4 公園緑地及び山林樹林地の管理等に係る事故処理、不服申立て、訴訟等に関する事。
- 5 公園緑地の供用等手続に関する事。
- 6 公園の指定管理に関する事(動物園課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 7 横浜市市民利用施設予約システムに関する事(公園施設に係るものに限る。)
- 8 横浜スタジアムの管理及び運営に関する事。
- 9 株式会社横浜スタジアムに関する事。
- 10 公園用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関する事。
- 11 公園緑地及び山林樹林地の財産管理及び土地に係る権利の得喪変更に関する事。
- 12 都市計画法等に基づく開発行為等により設置される公園等の帰属に関する事。
- 13 公園緑地及び山林樹林地の寄附に関する事。
- 14 公園台帳に関する事。
- 15 部内他の課の主管に属しない事。

公園緑地維持課

- 1 公園緑地の維持に関する事(動物園課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 2 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関する事(公園緑地管理課の主管に属するものを除く。)
- 3 公園愛護会等に関する事。
- 4 公園緑地の利用促進等に関する事。

動物園課

- 1 動物園の管理、運営及び維持に関する事。
- 2 動物園の企画、調査、研究及び連絡調整に関する事。
- 3 金沢動物園及び金沢自然公園の再整備計画に関する事。
- 4 繁殖センターに関する事。
- 5 鳥獣保護区の設定に伴う土地所有者等との調整に関する事。
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による鳥獣の捕獲許可及び飼養の登録並びに販売禁止鳥獣等の販売許可に関する事。
- 7 市民との協働による野生生物及びその生息環境に関する調査、情報の収集等に関する事。

公園緑地整備課

- 1 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る建設計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関する事(動物園課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)

- 2 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る再整備計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること(よこはま動物園、野毛山動物園、金沢動物園及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。)
- 3 新横浜公園及び横浜動物の森公園の建設用地の管理等に関すること。
- 4 緑化工事の設計、施行及び移管に関すること。
- 5 局所管の公園緑地及び横浜ふるさと村総合案内施設の電気設備等の維持管理に関すること。
- 6 公園緑地の電気施設等に係る設計審査、指導及び検査に関すること。

公園緑地事務所(北部及び南部)

- 1 公園及び緑地等の管理(権利の得喪または変更を伴うものを除く。)に関すること。
- 2 公園及び緑地等(街路樹及び街庭を除く。)の使用及び占用に関すること。
- 3 公園及び緑地等(街路樹及び街庭を除く。)の使用料の徴収等に関すること。
- 4 公園及び緑地等(街路樹及び街庭を除く。)内における禁止行為及び制限行為の取締りに関すること。
- 5 都市公園法(昭和31年法律第79号)第11条並びに横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)第19条から第19条の6までの規定による監督処分に関すること。
- 6 公園及び緑地等の維持に係る委託並びに工事(修繕等を含む。)の設計及び施行並びにその他工事の設計(大規模なもの及び異例なものを除く。)及び施行に関すること。(動物園課の主管に属するものを除く。)
- 7 山林樹林地の管理運営に関すること。

下水道計画調整部

下水道事業調整課

- 1 下水道事業に係る事業の基本方針及び実施の計画に関すること。
- 2 下水道事業に係る執行調整及び国庫補助申請に関すること。
- 3 下水道事業に係る統計、調査及び研究に関すること。
- 4 下水道事業に係る国等との調整に関すること。
- 5 公共下水道の事業計画の認可申請並びに都市計画決定及び事業認可に係る原案作成に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

下水道事業推進課

- 1 下水道事業の経営計画等に関すること。
- 2 下水道に係る技術開発に関すること。
- 3 下水道に係る国際交流及び国際協力に関すること。
- 4 下水道事業関係団体との連絡調整に関すること(下水道事業調整課の主管に属するものを除く。)

下水道管路部

管路保全課

- 1 国、県、市等の所管する河川等の土地を占有する場合の調整及び道路を占有する場合の諸手続に関する事。
- 2 下水道台帳及び補完図書に関する事。
- 3 下水道用地に係る台帳及び利用の計画に関する事。
- 4 国、県等との公共下水道管きよの付替え等のための協議に関する事。
- 5 公共下水道の一時使用に係る調査及び統計に関する事。
- 6 公共下水道の施設(その敷地を含む。)に物件を設置する行為及び当該施設の占有に係る調査及び統計に関する事。
- 7 公共下水道の付近地での掘削工事及び公共下水道管きよの損傷事故に関する事。
- 8 公共下水道の施設の払下げに関する事。
- 9 公共下水道管理者以外の者が設置した排水施設(公共下水道となるべきものに限る。)の帰属に関する事。
- 10 公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は維持に関する事。
- 11 公共下水道管きよの清掃、修繕、改良等の維持管理に関する事。
- 12 公共下水道管きよの維持管理及び受託による下水道管きよの工事(共同排水設備に係る工事を含む。)に係る計画、調査及び統計に関する事。
- 13 公共下水道管きよの清掃委託及び当該委託の施行に係る調整並びに公共下水道管きよの改良工事に係る設計に関する事。
- 14 公共下水道管きよの耐震対策等に関する事(管路整備課の分掌事務第6号及び下水道施設部下水道施設管理課の分掌事務第1号に係るものを除く。)
- 15 道路法(昭和27年法律第180号)第71条の規定に基づく道路管理者の監督処分による公共下水道管きよの工事の設計及び施行に係る調整に関する事。
- 16 受託による下水道管きよの工事(共同排水設備に係る工事を含む。)及び公共下水道管きよの修繕工事に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関する事(政策調整部技術監理課の分掌事務第2号に係るものを除く。)
- 17 取付管の工事及び公共下水道管きよの修繕工事の設計単価、歩掛り等の作成並びにこれらの調整に関する事(政策調整部技術監理課の分掌事務第3号に係るものを除く。)
- 18 修繕工事の資材の購入等並びに課所管工事の工事用資材及び器材の検査に関する事。
- 19 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関する事。
- 20 排水設備の設置、水洗便所への改造及びし尿浄化槽の廃止の指導に係る連絡調整に関する事。
- 21 横浜市水洗化紛争仲介委員会に関する事。
- 22 排水設備の設置命令、水洗便所への改造命令及びし尿浄化槽の廃止命令等に関する事。
- 23 排水区域及び処理区域の決定及び公示に関する事。
- 24 水洗便所改良工事及びし尿浄化槽廃止工事に係る助成及び貸付け並びに排水設備設置工事に係る貸付けに関する事。
- 25 雨水浸透ます設置助成金に関する事(土木事務所の主管に属するものを除く。)
- 26 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関する事。
- 27 水洗化の普及に係る調査、施策の企画、統計等に関する事。
- 28 し尿浄化槽排水の流末指導に関する事。

- 29 排水設備設置工事、水洗便所改造工事及びし尿浄化槽廃止工事に係る計画の確認、指導
施行、検査等に関する事。
- 30 雨水浸透ますの設置に関する事。
- 31 既設排水設備の調査に関する事。
- 32 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等により設置される排水施設の審査、指導
及び検査に関する事。
- 33 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等による公共下水道の施設の払下げ等に関
する事。
- 34 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等により設置される排水施設の帰属及び管
理に係る協議に関する事。
- 35 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等による公共下水道管理者以外の者が行う
公共下水道の施設に関する工事又は維持の協議に関する事。
- 36 開発事業調整条例第 18 条第 2 項第 6 号に基づく遊水池その他の適当な施設に係る開発
業計画の同意に係る審査、指導等に関する事。
- 37 部内他の課の主管に属しない事。

管路整備課

- 1 下水道管きよに係る新設及び更新工事の設計並びに当該工事の施行の調整に関する事。
- 2 私道対策受託下水道工事及び共同排水設備受託工事との調整に関する事。
- 3 接続雨水浸透ます設置工事の設計及び施行の調整に関する事。
- 4 水路(水路敷を含む。)におけるせせらぎ緑道整備工事の設計及び施行の調整に関する
事。
- 5 汚泥圧送管工事(下水道施設部下水道施設整備課が所管する工事を除く。)の設計及び施
行の調整に関する事。
- 6 下水道管きよに係る地震対策工事の設計及び施行の調整に関する事。
- 7 下水道管きよに係る合流改善対策工事の設計及び施行の調整に関する事。
- 8 課所管工事の工事用資材及び器材の検査に関する事。
- 9 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関する事。
- 10 下水道工事に係る水道、ガス等の企業者等との連絡調整に関する事。

下水道建設事務所

- 1 幹線の下水道管きよの建設工事に関する事。
- 2 水再生センター、ポンプ場等の建設工事に関する事。
- 3 水再生センター、ポンプ場等の建設に伴う各種工事(土木、建築、電気及び機械工事をい
う。)の調整に関する事。
- 4 幹線の下水道管きよに係る道路占用等の手続に関する事。
- 5 幹線の下水道管きよに係る支障物件の切回し及び移転等の手続に関する事。
- 6 下水道事業用予定地の管理の事務に関する事。
- 7 その他事務所に関する事。

下水道施設部

下水道施設管理課

- 1 水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの附属施設(以下「水再生センター等」という。)の管理及び保全に関すること(水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。)
- 2 水再生センター等の運転の調整に関すること。
- 3 水再生センター等の維持管理に係る調査及び統計並びに関係機関との協議に関すること。
- 4 水再生センター等の電気及び機械等の技術研修に関すること。
- 5 水再生センター及びポンプ場の要員宿舎の管理の調整に関すること。
- 6 汚泥の有効利用に係る施設の管理に関すること。
- 7 その他水再生センター等に関すること。
- 8 部内他の課の主管に属しないこと。

水再生センター(北部第一、神奈川、中部、南部、港北、都筑、西部、栄)

- 1 水再生センター、ポンプ場及びこれらの附属施設の維持管理及び保全に関すること。
- 2 下水(し尿を含む。以下同じ。)の処理及びその調整に関すること。
- 3 水再生センター、ポンプ場及びこれらの附属施設(これらの敷地を含む。)に物件を設置する行為の許可及び届出並びに当該施設の占用の許可に関すること。

下水道センター(北部及び南部)

- 1 水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの付属施設の維持管理及び保全に関すること。
- 2 下水の処理及びその調整に関すること。
- 3 汚泥の処理及びその調整に関すること。
- 4 水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの付属施設(これらの敷地を含む。)に物件を設置する行為の許可及び届出並びに当該施設の占用の許可に関すること。

下水道水質課

- 1 下水道事業における水質及び汚泥等に係る調査、研究、分析及び測定等に関すること。
- 2 水再生センターの水質の調整並びに下水及び汚泥等の分析等に関すること。
- 3 汚泥の集約処理に伴う水再生センター間等の連絡調整に関すること。

下水道施設整備課

- 1 水再生センター等に係る土木工事の設計及び施行に関すること(維持及び修繕に関するものを除く。)
- 2 水再生センター等に係る建築工事及び造園工事に関する施行及び調整に関すること(維持及び修繕に関するものを除く。)
- 3 水再生センター等の工事に係る技術的調査に関すること。
- 4 水再生センター等予定地の管理の調整に関すること。

下水道設備課

- 1 下水道に関する電気及び機械工事の設計、施行及び調整に関すること(下水道施設管理課の分掌事務第1号に係るもの並びに水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。)
- 2 局所管の電気及び機械工事の技術的調査に関すること。



平成 24 年度 事業概要

環境創造局

ハマが好き だから守ろう いのちのゆりかご 森川海

横浜市生物多様性キャッチフレーズ

目 次

I	平成 24 年度環境創造局事業の概要	1
II	平成 24 年度環境創造局事業における主な施策について	3
1	生物多様性を主流とする取組	3
2	地球温暖化対策のさらなる推進	5
3	環境プロモーション	6
4	東日本大震災を契機にした危機管理の取組	7
5	生活環境の保全	10
6	公園の整備、維持管理	11
7	下水道の整備、維持管理	13
8	市民とともに進める樹林地の保全	15
9	食と農の連携による横浜農業の振興	16
10	地域との連携によるまちの緑化推進	18
	【参考】資料編（各会計別予算）	20

I 平成24年度 環境創造局事業の概要

1 基本的な考え方

中期4か年計画及びそれと連動して策定した環境行政の基軸となる3つの計画「新たな環境管理計画」「ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）」「下水道事業中期経営計画2011」、さらに「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の目標達成に向け、局一体となって強力に推進します。

併せて、東日本大震災を踏まえ、市民生活の安全と安心の取組を徹底した現場主義で進めます。

そして、市民や企業の皆様とともに進める環境への取組を通じて、横浜の魅力づくり、横浜経済の活性化に貢献し、「環境未来都市」を推進します。

3つの柱

◆環境行政の基軸となる取組の推進

生物多様性を主流とする取組、地球温暖化対策のさらなる推進を図るとともに、あらゆる業務に生物多様性と地球温暖化対策の視点の取り込み

◆市民生活の安全と安心のさらなる確保

放射性物質に関する市民の不安への対応や災害時における下水道の安定的な稼働など東日本大震災を踏まえた対応、大気・水質の常時監視等の生活環境の保全、公園・下水道の維持管理・再整備等、市民生活の安全と安心の確保に向けた取組の強化

◆横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の目標達成に向けた推進とさらなる展開

横浜のかけがえのないみどりを市民の皆様と守り、子どもたちに伝えていくため、最終年度である25年度に向け、これまで以上に強力に推進

取組姿勢

●局一体となったチーム力の発揮

さまざまな課題に対する局一体となった取組、プロモーションの推進等、チーム力の発揮

●現場の重視

市民の皆様に寄り添い、現場の出来事を市民目線で捉え業務に反映するとともに、プロセス管理を重視

●市民や企業の皆様とのつながりの強化

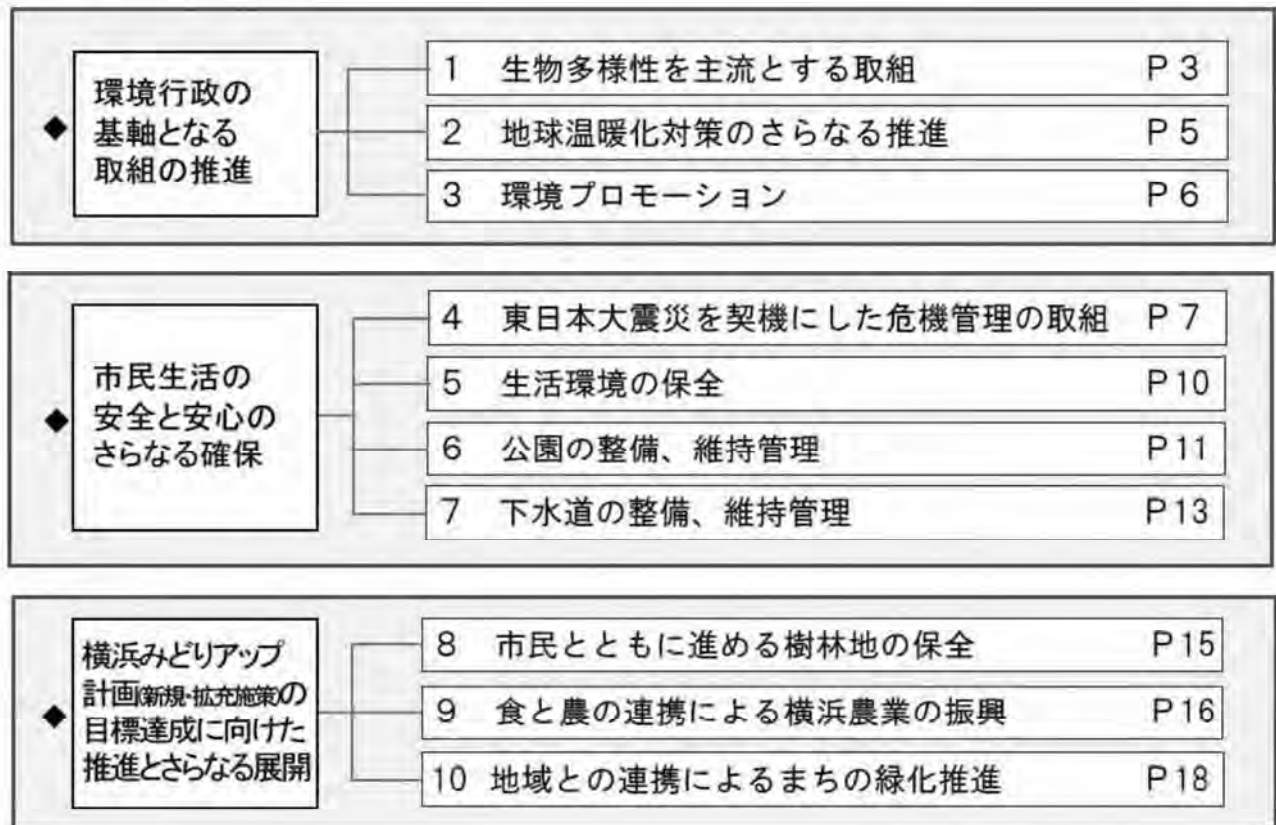
市民や企業、NPOの皆様とのつながり、局内外や他都市とのつながりの強化

●横浜の元気への貢献

横浜市中心小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業への支援、市内経済の活性化の視点の重視

横浜の魅力づくり、横浜経済の活性化
「環境未来都市」の推進

2 施策体系



3 予算規模

区 分	平成24年度	平成23年度	増△減額	増減率
	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	86,776,769	88,914,549	△2,137,780	△2.4
8款 環境創造費	32,741,356	33,654,500	△913,144	△2.7
17款 諸支出金	54,035,413	55,260,049	△1,224,636	△2.2
風力発電事業費会計	66,979	86,785	△19,806	△22.8
みどり保全創造事業費 会 計	16,053,834	9,935,055	6,118,779	61.6
下 水 道 事 業 会 計	259,270,316	281,628,004	△22,357,688	△7.9
純 計 (一般会計のうち、みどり保全 創造事業費会計繰出金及び下 水道事業会計繰出金を除く。)	308,155,585	325,332,444	△17,176,859	△5.3

Ⅱ 平成 24 年度環境創造局事業における主な施策について

ここでは、一般会計以外の特別会計・企業会計分を含めて、主な施策を掲載しています。

【凡例】 [一般]: 一般会計
 [風力]: 風力発電事業費会計
 [み特]: みどり保全創造事業費会計
 [下水]: 下水道事業会計 を示します。
 ※ 事業費の後の番号は、会計別内訳における掲載箇所を示します。
 ※ 事業費は、百万円未満を四捨五入しています。

環境行政の基軸となる取組の推進

1 生物多様性を主流とする取組

生物多様性基本法に基づく地域戦略にあたる『ヨコハマ^ビプラン（生物多様性横浜行動計画）』により、取組を推進します。重点アピールである、子どもたちの環境学習の場を増やす取組、「つながりの森」における事業、「きれいな海づくり事業」を重点取組とするとともに、局のさまざまな事業において生物多様性の視点を強化し取り組みます。

(1) 子どもたちの環境学習の場の拡大、市民・企業の活動の支援（bプラン重点アピール）

ア 生物多様性横浜行動計画推進事業

8百万円 [一般(4)4]

YES（ヨコハマ・エコ・スクール）の枠組みを活用した学習機会の提供、活動費助成や表彰制度などによる市民や企業の皆様の活動支援、国連大学高等研究所との共同研究を進めます。



環境教育出前講座

イ 【新規】生物多様性自治体ネットワーク推進事業

3百万円 [一般(4)6]

次期（H24秋～H25秋）代表自治体（予定）として、定期総会及び関連イベントを開催し、本市の取組のアピール、市民の皆様への普及を図ります。

ウ 【新規】地域とつくる生き物にぎわい事業

3百万円 [一般(4)7]

子どもたちが身近な場所で多様な生き物と触れ合う機会を増やすため、市街地の小学校等でビオトープの整備方法や維持管理を地域と一緒にを行うための仕組みづくりを検討します。

エ 生物多様性に関する調査

10百万円 [一般(6)1(1)、(9)3]

生物多様性の観点から横浜市域の環境を評価するため、海域での生物生息状況調査及び市民協働による陸域生物生息状況調査を行います。また、田んぼの生き物調査を実施します。

(2) つながりの森における事業展開（bプラン重点アピール）

生物多様性の宝庫である円海山の周辺地区を中心としたエリアを「つながりの森」として、上郷・森の家で行われる魅力づくり事業など関係局区と連携しながら「楽しむ」「守る」取組を進めます。

ア 「つながりの森」構想策定

2百万円 [一般(4)5]

拠点機能の強化や連携・交流、市民の皆様の利活用の推進、環境教育のフィールドづくりなどの構想を策定します。

イ 【新規】つながりの森におけるエコツーリズムの検討（区局連携事業）

3百万円 [一般(4)8]

子どもたちが気軽に自然や歴史文化を「感じる」「学ぶ」ことができ、将来、「支える」「発信する」人材となってもらえるような「エコツーリズム」の展開方法を検討します。

ウ 自然観察の森事業

37百万円 [一般(8)5]

観察会・研修会・環境調査等の実施により、市民の皆様が自然に親しむ環境づくりを進めるとともに、快適で安全な森の維持管理等を行います。

エ 金沢動物園再生（エコ森）事業

2百万円 [一般(12)2]

「つながりの森」の一部である金沢動物園において、平成22、23年度に行った生物調査の成果を活かしたテキストを作成し、環境教育プログラムを実施します。

(3) きれいな海づくり事業（bプラン重点アピール） 6百万円 [一般(6)1(2)]

美しい横浜港を目指して、将来に向け港内の環境を改善していくために、末広地区等での調査検討、山下地区や野島地区での市民活動団体と連携したイベントの開催など、リーディングプロジェクトとして引き続き推進します。

併せて、海生生物による温暖化対策であるブルーカーボン実証事業と連携し、八景島周辺海域の環境改善や海域の環境活動への啓発に取り組みます。

(4) 生物多様性に配慮した公園・緑地の維持管理

ア 市民協働による緑地の維持管理等 30百万円

[み特(1)1(1)イ、(1)1(2)、(4)1(1)イ]

樹林地の特性に応じた保全管理計画を市民の皆様との協働により策定し、計画に基づいた維持管理を行います。

また、市民の森愛護会や森づくりボランティア団体への支援、森づくりにかかわる人材の育成など市民の皆様と協働した維持管理を行います。

イ 都市公園の管理・運営 公園緑地管理費の一部 [一般(11)]

小雀公園や玄海田公園などにおいて、豊かな自然環境を活かした管理・運営を行います。



市民協働による保全管理計画づくり

(5) 外来生物等への対応 16百万円 [一般(12)3]

野生鳥獣による生活被害等から市民生活の安全で快適な生活環境を確保するため、アライグマ・ハクビシン等への対応の取組を強化します。特に外来生物については、ヨコハマbプランの取組方針を踏まえ、横浜本来の生態系の保全の視点も加えて事業を進めます。

(6) 動物園及び繁殖センターの運営

ア 市立動物園の管理運営 19億47百万円 [一般(12)1(1)]

生物多様性の学習の場である、よこはま動物園ズーラシア、野毛山動物園、金沢動物園の管理運営や動物飼育、環境教育等を行います。また、飼育動物の種の保存や繁殖を図るため、動物の収集を行います。

イ 繁殖センター管理運営等 58百万円 [一般(12)1(4)]

よこはま動物園に隣接する繁殖センターにおいて、希少動物の飼育・繁殖や動物の調査・研究を行います。また、希少動物を通じた海外交流事業を行います。24年度は、ニューカレドニアとの研究交流の会議を横浜で開催します。

(7) 水循環の再生強化への取組

自然の水循環を回復することにより、土中や河川などの生き物の生息環境がより改善されます。そこで、雨水が土中にしみ込むための取組を進めます。

ア 「雨水浸透ます」の設置促進 3億52百万円 [下水(4)4、(10)3(3)]

公道上に雨水浸透ますを設置するほか、宅内雨水浸透ますの設置費用の一部を助成します。

イ 雨水浸透環境（エコ庭）整備事業 5百万円 [下水(4)5]

雨水貯留タンクに貯めた雨水を庭へ散水すること等により、雨水浸透を促進します。モデル地区で設置にかかる費用の一部助成を行います。

2 地球温暖化対策のさらなる推進

地球温暖化対策実行計画の目標達成に向け、環境に配慮したエネルギー対策に市民・企業の皆様と協働して取り組みます。震災以降のエネルギー政策をとりまく状況の変化を踏まえ、引き続き住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行うとともに、新たに家庭用燃料電池設置に対する補助や、電気自動車の新たな展開等を重点取組とし、今後のエネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーに関するニーズに対応します。

(1) 環境エネルギー対策

- ア 住宅用太陽光・太陽熱利用システム設置費補助事業** 3億99百万円 [一般(7)3(1)]
再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光発電システムや太陽熱利用システムに対し補助を行います。
太陽光発電システム設置補助 4,000 件、太陽熱利用システム設置補助 50 件
- イ 【新規】家庭用燃料電池システム設置費補助事業** 41百万円 [一般(7)3(2)]
省エネルギーの普及促進を図るため、家庭用燃料電池の設置に対し補助制度を創設します。
家庭用燃料電池設置補助 500 件
- ウ 電動車両によるCO₂削減事業** 1億11百万円 [一般(7)3(3)]
運輸部門の低炭素化を進めるとともに、震災後は蓄電機能についても期待されている電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）の購入に対し補助するとともに、公用車としての導入を進めます。
EV、PHV購入補助 300 台、充電設備設置補助 50 基、公用車へのEV率先導入 7 台

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大

- ア 使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業** 29百万円 [一般(7)2(5)] 11百万円 [下水(3)1]
小学校から回収した使用済食用油を福祉施設でバイオディーゼル燃料に精製し、神奈川、港北、金沢水再生センター等の公共施設等で活用する取組を進めます。
- イ 下水汚泥からの再生可能エネルギー創出** 75百万円 [下水(10)1(2)、(10)4]
南部汚泥資源化センターの焼却炉更新に合わせ、現在の「焼却」から「燃料化」へ転換する事業を実施し、汚泥処理過程で発生する温室効果ガスを削減するとともに汚泥を再生可能エネルギーとして活用します。
- ウ 風力発電事業費** 67百万円 [風力1~3]
自然エネルギーの利用促進や地球温暖化対策に資するため、風力発電の維持管理や普及啓発を行います。

(3) 温暖化対策に関する制度の運用、調査、普及啓発

- ア 事業者温暖化対策促進事業** 39百万円 [一般(7)2(1)]
横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき温室効果ガス排出事業者に対し指導等を行うとともに、協議会の運営や研修を行います。
- イ ヒートアイランド対策に係る技術支援研究** 4百万円 [一般(6)1(3)]
夏季における気温観測による現状把握や、各区等が実施しているヒートアイランド対策事業の効果測定、冷氣マップ作成等の技術支援を行います。
- ウ エコドライブ普及促進事業** 4百万円 [一般(7)2(6)]
車の燃費向上におけるCO₂排出量の削減を図るため、エコ運転の一層の普及啓発を図ります。

(4) 本市における温室効果ガス削減の取組

- ア 公共施設のエネルギーマネジメント事業 11 百万円 [一般(7)2(3)]
エネルギーカルテシステムを運用し、全庁的なエネルギーマネジメントを推進します。
- イ 下水道事業における温室効果ガスの削減 1 億 95 百万円 [下水(10)4~5]【一部再掲】
温室効果ガスの削減に向け、下水汚泥の燃料化に取り組むほか、処理水の地域冷暖房への活用等の事業可能性を検証するとともに、北部下水道センターにおいて太陽光発電事業に着手します。

3 環境プロモーション

震災以降の市民・企業の皆様の意識や行動の変化に応えるため、生物多様性に関する全国イベントと連携し、「bプロモーション(生物多様性プロモーション)」の展開、節電をはじめとした地球温暖化対策に関する取組の推進などにより、多様な生き物や自然との関わりが日常化した生活スタイル「横浜型のエコスタイル」の定着を目指します。

また、みどりアップや下水道事業について、局内外との連携による広報を充実します。

(1) 横浜型エコスタイルの推進

- ア 環境行動フェスタ 3 百万円 [一般(4)3(1)][下水(6)1]
環境行動を始めるきっかけとして活用してもらうため、市民活動や企業の取組、生物多様性をはじめとする横浜市
の環境に関する取組をPRするイベントを開催します。
(11月予定)



環境行動フェスタ(23年度)

- イ こどもエコ活大作戦 2 百万円 [一般(4)3(3)]
小学生の夏休み中の省エネ行動推進の取組である「子ども省エネ大作戦」を省エネだけでなく、生物多様性や3Rなど環境全般にテーマを広げた取組に転換します。
- ウ 環境家計簿 1 百万円 [一般(4)3(4)]
家庭部門での温室効果ガス排出抑制を進めるため、環境家計簿を利用した啓発活動を実施します。

(2) みどりアップ広報の充実

6 百万円 [み特(6)2]

市民・企業の皆様からご負担いただいている横浜みどり税の活用による成果をしっかりと広報します。

自治会・町内会、活動団体や法人などへのきめ細かな説明や横浜みどりアップ計画市民推進会議と連携した取組を引き続き進めるとともに、10月から11月までを「みどりアップ月間」として、集中的に事業を展開します。

また、市民や事業者の皆様の、みどりアップにつながる取組を登録する制度『「みどりアップ」しています!宣言』の登録を引き続き推進します。

(3) 下水道事業の広報の充実

18 百万円 [下水(6)1]【一部再掲】

横浜市下水道事業について、その役割や重要性について市民の皆様に分かりやすく伝えていくとともに、下水道のプロモーションを通じて、横浜の魅力アップにつなげます。

4 東日本大震災を契機にした危機管理の取組

大規模地震に備えた安全対策のさらなる充実が求められていることから、放射性物質に対する市民の皆様の不安を取り除くための対応をするとともに地域防災拠点対策、ライフラインである下水道施設をはじめとする施設の耐震対策を重点的に推進します。

(1) 放射線対策

長期化・拡大している放射線に対する課題について、放射線対策本部と連動し、市民の皆様が安心して生活していけるよう、全庁的に取り組みます。

なお、財源の一部について、原子力事故に伴う賠償金を見込んでいます。

ア 大気・土壌等の放射線測定

5 百万円 [一般(6)2、(7)1(2)ア]

放射線モニタリングポストで大気中の放射線量を継続的に測定し、1 時間毎の測定結果をホームページで公表します。また、下水汚泥等の放射能核種分析を行います。

イ 下水汚泥焼却灰保管等経費

11 億 43 百万円 [下水(9)]

下水の処理過程で発生する汚泥焼却灰については、南北汚泥資源化センター内の建設予定地を整地し、フレコンバッグに詰め、コンテナに収納し保管します。

(2) 地域防災拠点対策

震災時においても地域防災拠点のトイレ機能を確保するため、横浜市下水道事業「中期経営計画 2011」のスピードを早め、重点的に取り組みます。

ア 地域防災拠点に通じる管きよの耐震化等

12 億 53 百万円 [下水(10)2(2)ア]

液状化が想定される地域防災拠点に通じる管きよの耐震化を推進します。(25 か所実施)

イ 震災時仮設トイレ用排水設備の整備

1 億 13 百万円 [下水(10)2(2)イ]

震災時に地域防災拠点で仮設トイレが設置された際の排水機能確保を図るため、液状化が想定される地域防災拠点を対象に、耐震性を有した仮設トイレ用の排水設備の設置を引き続き進めます。(15 か所実施)

(3) 施設の耐震化

ア 公園施設の耐震化

1 億 18 百万円 [一般(13)1(4)イ、(13)1(5)イ]

過去の耐震診断により、対策が必要となった野毛山動物園爬虫類館、富岡総合公園洋弓場更衣室の耐震補強工事等を行います。

イ 水再生センター、ポンプ場の耐震化

8 億 18 百万円 [下水(10)2(2)ウ]

大規模地震時においても最低限の処理機能を確保するために、水再生センター等の耐震化を引き続き推進します。

ウ 緊急輸送路の交通機能確保

2 億 1 百万円 [下水(10)2(2)ア]

緊急輸送路や鉄道の軌道下に布設された管きよに関して、マンホールの浮上防止対策等の計画を早めて整備し、災害応急対応の実施に必要な物資・要員等を輸送する機能を確保します。

エ 環境科学研究所耐震改修の調査

3 百万円 [一般(6)4]

環境科学研究所（昭和 51 年竣工）の耐震補強工事に向けた調査を行います。

(4) 【新規】下水道業務継続計画（BCP）の策定

15百万円 [下水(10)2(2)イ]

災害時において、復旧に必要な職員、資機材や情報などに相当な制約があることを想定した上で、下水道の機能を維持し速やかに回復するため、被災時に行動するための具体的な計画として、下水道業務継続計画（BCP）の策定を進めます。

コラム

被災地への支援（その1） ～ ヨコハマ下水道の活躍 ～

横浜市では東日本大震災の発生直後から下水道復旧支援として、下水道施設の被害状況の調査を行うために、平成23年3月16日から4月26日までの42日間に、①管きょ調査238人・日 ②現地支援本部等連絡調整43人・日（延べ281人・日）の職員を仙台市へ派遣しました。

■活動内容

①管きょ調査

仙台市の下水管きょは、地震によるマンホールの隆起や管きょの破損に伴う道路陥没が起きるなどの被害が発生し、横浜市は他都市と連携し、管きょの被害状況の調査の支援を行いました。今回行った調査は被害個所を特定し、仙台市が下水道の復旧を行うため国から災害査定を受ける際の基礎資料として利用されました。

②現地支援本部等連絡調整

国土交通省からの要請により、下水道現地支援本部（国土交通省）と支援支部（宮城県）との連絡調整業務に応援要員を派遣しました。職員は宮城県下の市町村の下水処理施設等の調査支援や現地調査を行い、被害状況を確認しました。

現在、被災した下水処理施設の復旧について、施設の設計・施工を担う日本下水道事業団へ職員2名（機械・電気職）を派遣し、支援業務に従事しています。



調査状況（マンホールの開閉）



マンホールの突出と道路陥没



マンホール内の滞水状況



管きょ内を撮影する自走式テレビカメラ



被災した南蒲生浄化センター



様々な都市が参加（朝礼風景）

コラム

被災地への支援（その2）～ヨコハマと被災地のつながり～

宮城県山元町では、東日本大震災の際、大津波が町の半分を飲み込み、甚大な被害をこうむりました。そうした状況を受け、同じ町名が縁で、震災発生から1か月後の4月半ばには支援物資を届けるなど、中区山元町の住民が先行して支援に取り組んでいます。

こうした経過をふまえ、横浜市は環境未来都市として、山元町の復興支援を継続的に展開していきます。なお、こうした総合的な視点に立った復興支援は、本市としては初めてのケースです。

支援の第一弾として、24年1月30日から25年3月末まで、環境創造局及び水道局の職員を同町に派遣し、上下水道の復旧に取り組んでいます。



宮城県山元町支援 横浜市長と山元町長



(宮城県 HP の地図から作成)

コラム

これからの環境行政のあり方について ～東日本大震災を踏まえて～（提言）

環境創造審議会では、基本政策部会を設置し、東日本大震災を踏まえた「これからの環境行政のあり方」について検討を進め、平成24年3月に提言をとりまとめました。

提言では、重視すべき視点として、

- ・人間と自然とが共生した「自然共生社会の実現」を目指すことを横浜市における環境行政の基本的考え方として再認識すべきである
- ・非日常である災害の備えを進めていく中で、それを日常においても別の形で活用し、有効な利用を図るべきである
- ・市民目線も取り入れて必要な取組を見極めることが重要である
- ・今までに蓄積した情報の整理、発信の強化により市民の皆様への環境への関心を高めることが重要であることを掲げています。



「これからの環境行政のあり方」について審議会に諮問

5 生活環境の保全

生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁等の状況の常時監視を行うとともに、工場・事業場への規制・指導を行います。また、快適な都市生活環境の実現のため、悪臭や騒音などの環境問題に取り組みます。

(1) 大気汚染、水質汚濁等の防止

- ア 大気水質常時監視** **2億19百万円** [一般(7)1(2)ア] 【一部再掲】
大気及び水質について、定点33測定局の環境状況を24時間常時監視します。23年度に開始した微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視について、新たに1測定局に設置します。
- イ 大気の規制指導** **32百万円** [一般(7)1(4)]
大気汚染防止法等に基づき、排ガスの大気汚染物質等の採取・分析を行い、法令遵守等の規制指導を行います。
また、焼却施設の解体に伴うダイオキシン類等の周辺への影響の監視指導等を行います。
さらに、光化学オキシダント発生の原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を推進するための取組を進めます。
- ウ 水質の規制指導** **32百万円** [一般(7)1(5)]
水質汚濁防止法等の法令に基づき、事業場への立入調査、排水等の採水・分析を行い、法令遵守等の規制指導を行います。
また、関連自治体と連携して、東京湾水質一斉調査を行うなど、東京湾等の水質改善に取り組みます。
- エ 土壌・地下水汚染対策等の推進** **35百万円** [一般(7)1(6)]
土壌汚染対策法等の法令に基づき、土壌・地下水汚染対策等の規制指導を行うほか、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染追跡調査等を行います。
また、市内の地盤沈下を監視するため、主に軟弱地盤地域に設置した水準基標の精密水準測量を行います。
市条例の改正を行い、土壌・地下水汚染の把握の機会拡充など、土壌汚染対策法を補完する制度の整備を図りました。
- オ 交通環境対策の推進** **41百万円** [一般(7)1(7)～(8)]
大気環境の改善を図るため、低公害車等導入に対する補助、ディーゼル車の運行規制、市民の皆様からの依頼による交通環境対策調査（騒音・振動・排ガス）を実施します。

(2) 都市生活型環境保全の取組 **19百万円** [一般(7)1(3)]

深夜営業、屋外作業に伴う騒音や事業所等から発生する騒音、振動、大気汚染、悪臭、低周波音等について、立入調査、苦情対応等を行います。また、関係法令や横浜市生活環境の保全等に関する条例等に基づき、発生源となる工場・事業場等に対する規制指導を行うとともに、必要に応じて測定や分析を実施します。

なお、平成24年度からは、夜間の低周波音測定を新たに実施します。

6 公園の整備、維持管理

公園の整備については、子育て支援や健康づくり、地域の防災性の向上に資する身近な公園などの整備を進めます。また、市内約2,600か所ある公園を安全かつ快適に利用できるよう、遊具などの公園施設の点検・補修や園路等のバリアフリー化を行うとともに、市民の皆様との協働などにより維持管理を行います。

さらに、横浜市を代表する観光資源の一つであるよこはま動物園ズーラシアの新たな魅力アップに向けた取組を進めます。

(1) 公園の整備

- ア 身近な公園の整備** 50億28百万円 [一般(13)1(1)]
- ・街区公園4か所、近隣公園10か所、地区公園5か所
 - ・公園再整備4か所、公園リフォーム事業28か所 など
- イ 本格的なスポーツ施設を2種類以上備えた公園の整備等** 21億91百万円 [一般(13)1(2)]
- ・新横浜公園等4か所
 - ・金井公園等3か所（再整備） など
- ウ 大規模な公園の整備** 33億70百万円 [一般(13)1(3)]
- ・横浜動物の森公園、新治里山公園、玄海田公園、本牧山頂公園等6か所
 - ・野島公園等4か所（再整備） など
- エ 都心部公園の魅力アップ** 4億23百万円 [一般(13)1(4)] 【一部再掲】
- ・（仮称）新山下緑地等2か所
 - ・野毛山公園等2か所（再整備） など
- オ 特色ある公園整備等** 28億83百万円 [一般(13)1(5)] 【一部再掲】
- ・小菅ヶ谷北公園、（仮称）旧住友邸庭園、奈良町さくら公園 等14か所
 - ・本牧臨海公園、横浜市児童遊園地（再整備） など

(2) 公園の維持管理と計画的な保全

- ア 公園の維持管理** 59億66百万円 [一般(11)1~4] 【一部再掲】
- 市内約2,600か所ある公園を安全かつ快適に利用できるよう、土木事務所、公園緑地事務所、指定管理者により、遊具等の点検・補修、清掃、草刈、樹木の剪定などを行います。
- また、地域の方々により組織された「公園愛護会」など、市民の皆様との協働による維持管理を行います。
- イ 公園の長寿命化計画の策定と計画的な保全** 11億93百万円 [一般(13)1(2)・(5)] 【再掲】
- 市民生活の安全確保を目指し、今後見込まれる施設の老朽化への安全対策の強化や適切な施設点検、維持補修等の予防保全管理による既存ストックの長寿命化を進めます。24年度は、長寿命化計画の基礎資料となるデータの作成や施設の劣化状況の把握等を行います。
- また、保全計画に基き日産スタジアムの修繕工事を行います。

(3) アフリカサバンナゾーン公開準備

1億80百万円 [一般(12)1(2)]

よこはま動物園ズーラシアの魅力をアップし、市内外からの観光客の増加や市内経済の活性化を図るため、アフリカサバンナゾーンの公開（平成26年秋以降）に向けた準備を進めます。

サバンナゾーンの公開に先駆け、獲物を狙う鷹等の猛禽類を間近で見ることができるバードショーや動物の動きや息づかいを体感できるラクダライドなど、動物と触れ合うことのできる「体験エリア（仮称）」を25年4月に先行開園することを予定しています。

24年度は、動物の収集、展示予定動物の飼育、プロモーション活動、施設の維持管理等の準備業務を行います。

コラム

横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組

～ 受注機会等の増大に係る取組 ～

市内中小企業への発注が中心となる、公園、下水道の整備、維持管理等の事業量を確保しました。

	発注見込額※	うち市内企業 発注見込額	発注率
公園整備事業	約99億円	約87億円	約88%
公園維持管理事業	約24億円	約16億円	約67%
下水道整備・改良等（資本的支出）	約223億円	約150億円	約67%
下水道維持管理（収益的支出）	約61億円	約40億円	約65%
合 計	約407億円	約293億円	約72%

※ 各事業の発注見込額は、工事請負費や委託費の合計であり、複数年契約の発注済工事費や用地費等を除いています。

7 下水道の整備、維持管理

本市下水道は、約 11,700km の管きよ、11 か所の水再生センターと 2 か所の汚泥資源化センター等により、24 時間安定的に下水道サービスを提供しています。

今後も持続可能な下水道事業を目指し、「中期経営計画 2011」に基づき財政と事業のバランスをとりながら、浸水対策や施設の老朽化対策、水質改善、国際貢献などに着実に取り組みます。

また、これらの取組の進行管理については、「下水道事業経営研究会」を活用し、点検・評価を実施していきます。

(1) 浸水対策

ア 雨水幹線等の整備

61 億 26 百万円 [下水(10)2(1)ア]

- ・新横浜駅周辺：太尾支線
- ・鶴見区獅子ヶ谷町周辺：獅子ヶ谷雨水幹線
- ・神奈川区菅田町周辺：菅田雨水幹線
- ・神奈川区白楽町周辺：六角橋雨水幹線【新規着手】
- ・中区初音町周辺：初音雨水支線
- ・中区本牧十二天周辺：本牧第二幹線
- ・南区中里町周辺：大岡川右岸雨水幹線、蒔田雨水調整池
- ・南区南太田周辺：初音雨水幹線
- ・保土ヶ谷区仏向町周辺：帷子川右岸雨水幹線、星川雨水調整池
- ・旭区市沢町周辺：たちばなの丘雨水調整池
- ・戸塚区川上町周辺：川上第二雨水幹線
- ・栄区金井町周辺：金井雨水調整池 等

イ 内水ハザードマップの策定

3 億 24 百万円 [下水(10)2(1)イ]

局地的な大雨などによる浸水被害の最小化を図るため、また、市民の皆様が日頃から災害への準備ができるよう、浸水が想定される区域や避難場所等を明記した内水ハザードマップの作成を引き続き進めます。

(2) 下水道施設の維持管理と計画的な保全

ア 施設の運転管理と維持管理

183 億 95 百万円 [下水(1)1~3、(2)1、(3)1]

水再生センターや汚泥資源化センター、ポンプ場において、生活排水の処理や雨天時のポンプ排水の運転管理を行うとともに、管きよの調査等を通じて施設の現状や健全度を把握し、清掃や修繕を行うなど、土木事務所と連携し、事故やトラブルを未然に防ぐ予防保全型の維持管理に取り組みます。

イ 施設の計画的な保全

232 億 36 百万円 [下水(10)1、(11)1~2]

(ア) 管きよ施設

- ・老朽管の更新と幹線の長寿命化

昭和 20 年以前に整備された区域で順次更新を進めており、西区岡野地区、中区石川地区、南区大岡地区等で引き続き再整備を進めるとともに、磯子区上町地区等で新たに着手します。

また、合流幹線や汚水幹線等の健全度調査を引き続き進めるとともに、千代崎幹線、合流幹線等の長寿命化対策に着手します。

(イ) 水再生センター等の施設・設備機器

都筑水再生センターや樽町ポンプ場等において施設・設備機器を更新します。

(ウ) 長期修繕・改築計画の策定

今後、耐用年数を経過する施設が集中し、施設の保全に要する費用の増大が想定されるため、ストックマネジメント手法を取り入れ、計画的な修繕・改築を進められるよう、概ね 50 年先を見据えた長期修繕・改築計画の策定に引き続き取り組みます。

(3) 下水道の水質改善

「美しい横浜港」に向けて、下水処理水質のさらなる向上や合流式下水道の改善を進め、海や川に放流する水質の改善を行います。

ア 下水処理機能の向上 39 億 46 百万円 [下水(10)3(1)]

下水に含まれる窒素、りん等の除去能力を高める高度処理施設の導入を都筑、金沢、神奈川水再生センター等で進めます。

イ 合流式下水道の改善 43 百万円 [下水(10)3(2)]

大雨時に河川等へ直接放流される下水の対策として、雨水吐の改良等を神奈川区等で実施します。

(4) 下水道の国際貢献・国際交流と水ビジネスの取組

5 百万円 [下水(6)3、(10)5]

下水道事業運営で培った技術とノウハウを活かして、都市間交流や海外からの研修生受入、国際会議への参加などにより、国際貢献や国際交流を進め、横浜の地位向上を図ります。

また、昨年 11 月に設立した「横浜水ビジネス協議会」の活動により、公民が連携し、成長著しい海外水ビジネス分野での市内企業等のビジネスチャンスの拡大を図り、市内経済の活性化等を目指します。



横浜水ビジネス協議会の設立(23 年 11 月)

コラム 下水道事業の収支状況について ～ 持続可能な下水道事業を目指して ～

下水道事業中期経営計画 2011 に基づき、地震対策や資産の老朽化対策など、下水道事業に求められる役割を果たしながら、健全な財政運営に向けた取組を着実に進めていきます。

特に、一般会計が負担する雨水処理等経費については、支払利息の減に取り組んだ結果、23 年度に比べ 10 億円を削減しました。

[24 年度予算 収益的収支]

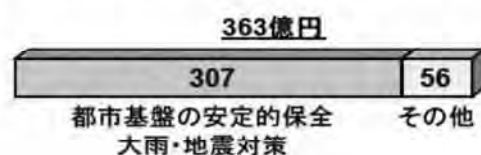


※1 元金償還等の繰入金は含まない。

※2 収支ともに放射線対策経費約 11 億円を含む。

[24 年度予算 下水道整備費]

地震対策：約 24 億円 (前年度比 4.6 億円増)
 長寿命化対策：約 34 億円 (同 12 億円増)



横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の目標達成に向けた推進とさらなる展開

横浜みどり税を財源の一部とする「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」は4年目を迎え、生物多様性への配慮や緑の少ない都市部での積極的な緑化など、計画の目標達成に向け、これまで以上に強力に推進するとともに、市民、企業の皆様にご負担いただいている横浜みどり税の活用による成果を、しっかりと広報します。

また、今後も引き続き緑施策を推進していくため、これまでの取組の実績検証等を行います。（P15～P18では、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」と関連施策を紹介しています。）

8 市民とともに進める樹林地の保全

緑地保全制度による地区指定を積極的に進めるとともに、不測の事態による買取りの希望などに対応し、樹林地を保全します。また、市民の皆様との協働による維持管理の推進、樹林地の魅力や保全の意義を市民の皆様にご伝えていく取組を進めます。

(1) 確実な担保

樹林地を保全するために、特別緑地保全地区等の指定を拡大するとともに、不測の事態による買取りの希望などに対応し確実に担保します。（買取予定面積：約42ha）

- ・ 特別緑地保全地区指定等拡充事業
115億22百万円 [み特(1)3(1)ア、(4)3(1)ア]



樹林地の保全(保土ヶ谷区)

(2) 維持管理の推進

樹林地のイメージアップを図り、市民の皆様が安全に利用できるよう、また、生き物に配慮した空間を創出するための間伐等による再生管理を行います。

市民の森愛護会や森づくりボランティア団体への支援、森づくりにかかわる人材の育成など市民の皆様と協働した維持管理を行います。

- ・ 緑地再生等管理事業 7億13百万円 [み特(1)1(1)ア、(4)1(1)ア]
- ・ 市民協働による緑地維持管理事業 20百万円 [み特(1)1(1)イ、(4)1(1)イ] 【再掲】
- ・ 森づくりリーダー等育成事業 3百万円 [み特(1)1(2)ア] 【再掲】

(3) 利活用の促進

樹林地の魅力や保全の意義を啓発・PRするため、さまざまな体験型講座を実施するとともに、情報発信の拠点となる施設を設置します。また、森づくり活動で発生した間伐材を活用した取組を進めます。

- ・ 森の楽しみづくり事業 38百万円 [み特(1)2(1)ア]
- ・ ウェルカムセンター整備事業 35百万円 [み特(4)2(2)イ]
- ・ 間伐材資源循環事業 10百万円 [み特(1)2(3)ア、(4)2(1)ア]

9 食と農の連携による横浜農業の振興

都市における貴重な緑の一つである農地の保全を引き続き進めるとともに、市民の皆様が身近なところで地産地消を実感できる取組を推進します。また、農業の担い手への支援・育成に取り組みます。

(1) 農地の保全

集团的農地の管理と景観保全を図る「田園景観や水田の保全対策（水田保全予定面積：115ha）」や「不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備」等を進めます。

また、農地の保全と活用を目的とした生産環境整備や市民利用型農園の設置を着実に推進します。

- ・水田保全契約奨励事業 35 百万円 [み特(2)3(1)ア]
- ・市民農園用地取得事業 9 億 76 百万円 [み特(2)5(1)ア]
- ・農園付公園整備事業 3 億 22 百万円 [み特(2)1(1)ア]
- ・集团的農地の維持管理奨励事業 30 百万円 [み特(5)3(1)ア]

【関連施策（一般会計）】

- ・生産環境整備事業 1 億 46 百万円 [一般(9)4(1)]



水田の保全(緑区)

(2) 農業振興

市民の皆様が手軽に市内産の農産物に触れ合える共同直売所や収穫体験農園の開設支援等を行います。また、市民の皆様が身近に市内産農産物を購入しやすくなるよう地産地消連携や市内産農産物の生産振興などを実施します。

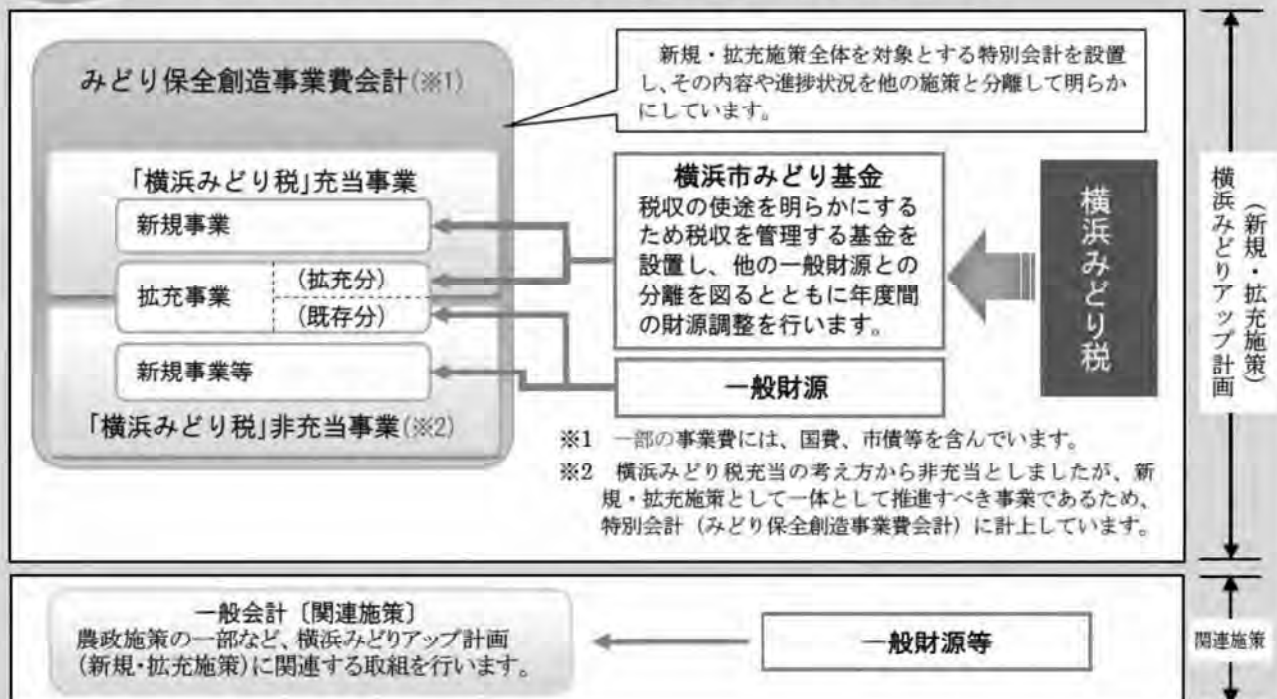
- ・収穫体験農園の開設支援事業 72 百万円 [み特(2)2(1)ア]
- ・共同直売所の設置支援事業 31 百万円 [み特(5)2(1)ア]

【関連施策（一般会計）】

- ・市内産農産物の生産振興事業 12 百万円 [一般(10)2]

コラム

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の会計のしくみ



(3) 担い手育成

高齢化や兼業化などによる労働力不足の農家や、必要な機械を持たない農家などへの農作業の支援や、農地の長期貸付の奨励等により、農業者の高齢化や後継者不足など担い手不足による農地の荒廃化を防ぎます。また、女性農業者を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定するなど、横浜型担い手農業者を支援・育成します。

- ・農業後継者・横浜型担い手育成事業 27 百万円 [み特(5)4(3)7]
 - ・機械作業受託組織育成事業 24 百万円 [み特(5)4(1)7]
 - ・農地貸付促進事業 17 百万円 [み特(2)4(1)7]
- 【関連施策（一般会計）】
- ・農業担い手育成対策事業 1 百万円 [一般(10)3(1)]
 - ・農業金融対策事業 72 百万円 [一般(10)3(2)]
 - ・園芸畜産指導事業 13 百万円 [一般(10)3(3)]

(4) 食と農の新たな展開

食を通じた事業展開や、企業とのタイアップによる地産地消を積極的に進め「食と農によるまちの活性化と新たなビジネスモデル支援事業」や、市民・企業・研究機関との連携など、様々な分野を農でつなぐ「食と農との連携事業」により新たな地産地消の取組を積極的に展開します。

- ・食と農との連携事業 8 百万円 [み特(2)2(1)4]
- 【関連施策（一般会計）】
- ・食と農によるまちの活性化と新たなビジネスモデル支援事業 2 百万円 [一般(10)4]

コラム

食と農によるまちの活性化と新たなビジネスモデル支援事業 ～ 23 年度の取組事例 ～

横浜市では、食と農によるまちの活性化と新たなビジネスモデルの構築を目指し、新たに地産地消に貢献する食と農をつなぐ取組をする企業に対し、助成金により支援します。

23 年度は、高齢者等への地場野菜の配達や横浜の食材にこだわった加工品の販売など、3 事業への支援が決定し事業を推進しました。

- 1 横浜の食材を使った地産地消仕出し弁当の販売



- 2 横浜の素材にこだわった“横浜焼小籠包”の製造・販売



- 3 横浜の新鮮野菜や加工品の配達サービス



10 地域との連携によるまちの緑化推進

地域ぐるみで作成した計画に基づき、地域にふさわしい緑のまちづくりに取り組みます。また、公共施設での緑化を進めるとともに、維持管理の向上による緑の質の向上を図ります。さらに、環境創造審議会からの答申（平成23年7月）を踏まえ、緑の少ない都心部などで積極的な緑化を展開します。

(1) 市民との協働による緑の創造

地域にふさわしい緑化を住民との協働により進める「地域緑のまちづくり」を、都心部（みなとみらい21地区、山手地区など）をはじめ、市内各地で推進し、新たな緑化計画の策定を6地区で、民有地と公共緑化の拡充を12地区で取り組みます。

また、緑化地域などの制度により建築や開発時の機会を捉えた民有地緑化の誘導等を行います。

- ・ 地域緑のまちづくり事業

7億85百万円 [み特(3)1(1)ア]

(2) 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充

区庁舎における緑の拡充や市立保育園・小中学校の芝生化など、公共施設の緑化を推進します。

また、民有地においても、保育園・幼稚園の芝生化、屋上緑化など様々な緑化を支援するとともに、緑の普及啓発を行います。



保育園や幼稚園の園庭の芝生化(旭区)

- ・ 公共施設緑化事業
- ・ 民有地緑化助成事業

2億68百万円 [み特(6)1(1)イ]

47百万円 [み特(3)1(2)ア、(6)1(1)ア]

(3) 街路樹の維持管理

都市部の貴重な緑である街路樹のせん定の頻度を上げるなど、適正な維持管理を行うことにより、街並みの美観の向上と樹木の健全で良好な育成を図ります。

- ・ いきいき街路樹事業

1億80百万円 [み特(3)1(3)ア]